昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成23年５月１日 No. 716

労働基準情報

岩手

May
5
2011

『菜の花と岩手山』　写真：眞舘弘治

心ひとつに がんばろう! 岩手

〔目次〕

東北地方太平洋沖地震に伴う
岩手労働局の対応と特別対策について …… 2
地震・津波に伴う休業に関する取扱いについて …… 3
東北地方太平洋沖地震に係る「中退金」特別措置について …… 4
働く人の心の健康　vol.1 …… 5
労働安全衛生規則（プレス機械対策等）が改正されました …… 6
顔などにやけどや傷跡が残った場合の障害等級の見直しについて …… 7
均衡待遇・正社員化推進奨励金 …… 8
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場、
お知らせ …… 9
講習会のお知らせ …… 10～11

第三種郵便物承認平成23年５月１日発行労働基準情報岩手

東日本大震災の被害を受けられた皆様に
心よりお見舞い申し上げます。
１日も早い復興を心よりお祈りいたします。

東北地方太平洋沖地震に伴う岩手労働局の対応と特別対策について

東北地方太平洋沖地震に伴う下記の対応と特別対策を岩手労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークにおいて実施しております。

東日本大震災の発生に伴うハローワークの対応について

４月９日から、ハローワーク釜石、宮古、大船渡及び久慈において、平日の開庁時間の延長と土日、祝祭日の臨時開庁を行います。

来庁してのご相談、電話相談のどちらも受け付けております。詳細は下記のとおりです。

記

1　平日の開庁時間は、午前８時30分から午後７時までです。

2　土日及び祝祭日の開庁時間は、午前10時から午後５時までです。

なお、土日及び祝祭日については、労働基準監督署職員もハローワークに出張し労働相談に対応します。

【労働相談の内容】

労働相談窓口では、以下の相談等を総合的に受け付けております。

⑴　震災で被災した事業所における雇用維持等に関すること（雇用調整助成金の活用など）。

⑵　震災で被災した事業所の労働者に対する雇用保険の支給に関すること（求職者給付の特例措置など）。

⑶　震災に関連した賃金･解雇等労働条件に関すること。

⑷　震災に関連した労災保険給付に関すること。

⑸　未払賃金の立替払に関すること。

⑹　震災で事業が停止した事業場の労働保険料の申告･納付に関すること。

⑺　震災による緊急避難のための一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関すること。

企業・法人の方

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

○労働基準法等に関するＱ＆Ａ

・地震に伴う休業に関する取扱いについてＱ＆Ａをまとめました。（３頁をご覧下さい）
（問合せ先）最寄りの労働基準監督署

○雇用調整助成金の支給の特例

・震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小に伴い、休業などを実施する事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。
※雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業などさせた場合、休業手当相当額の一部（中小企業で原則８割）を助成する制度です。
（問合せ先）最寄りのハローワーク

○雇用保険失業給付の特例措置

・事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。
・災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
（問合せ先）最寄りのハローワーク

地震・津波に伴う休業に関する取扱いについて

厚生労働省ホームページから

Q-1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

A-1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。

◇ ・ ◆ ・ ◇

Q-2 従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災事変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の計画停電に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。

A-2 労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われてきた賃金、手当等を、今般の計画停電に伴う休業については支払わないとすることは、労働条件の不利益変更に該当します。このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する（支払わないこととする）ことはできません。なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う必要があり、それについてQ-4～Q-7 において、最低労働条件として労働基準法第26条に基づく休業手当に係る取扱いを示したものでありますが、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づく賃金、手当等の取扱いを示したものではありません。

◇ ・ ◆ ・ ◇

Q-3 今回の地震のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。また、計画停電の実施に伴う休業の場合は、どうでしょうか。

A-3 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成するものです。今回の地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、損壊した設備等の早期の修復が不可能である、等のほか、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も助成対象になります。本助成金は、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。このことは、計画停電に伴う休業であっても同様です。助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

◇ ・ ◆ ・ ◇

Q-4 今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。

A-4 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの２つの要件を満たすものでなければならないと解されています。今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。なお、Q-2・A-2 及びQ-3・A-3 もご覧ください。

◇ ・ ◆ ・ ◇

Q-5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。

A-5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの２つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」

＜次頁に続く＞

による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。なお、Q-2・A-2及びQ-3・A-3もご覧ください。

◇　・　◆　・　◇

Q-6　今回の地震に伴って計画停電が実施され、停電の時間中を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A-6　今回の地震に伴って、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関しては、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業とする場合は、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならないと考えられます。なお、Q-2・A-2及びQ-3・A-3もご覧ください。

Q-7　今回の地震に伴って計画停電が実施される場合、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて１日全部を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A-7　計画停電の時間帯を休業とすることについては、Q-6の回答のとおり、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられますが、計画停電の時間帯以外の時間帯については、原則として労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すると考えられます。ただし、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反とはならないと考えられます。なお、Q-2・A-2及びQ-3・A-3もご覧ください。

東北地方太平洋沖地震に係る「中退金」特別措置について

共済契約者（事業主）の皆さまへ

１　掛金の納期延長手続きについて

申出により、中小企業退職金共済掛金（平成23年４月から平成24年３月）の納付期限を最長１年間延長できます。

○文書、ＦＡＸ、電話による掛金の納期延長の申出ができます。
確認内容は次のものとします。
《確認内容》　共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、現在の連絡先(住所及び電話番号)、担当者名、延長期間（開始月及び終了月）

○関係機関の証明書は不要とします。

お問い合わせ先　契約業務部　収納課

２　後納による割増金について

上記１の申出により納期延長した月分の掛金は、平成24年４月から平成25年３月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

お問い合わせ先　契約業務部　収納課

３　共済手帳の再発行の手続きについて

退職金共済手帳の焼失・紛失等による再発行については、文書、ＦＡＸ、電話による申出ができます。確認内容は次のものとします。
《確認内容》　共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、被共済者氏名、担当者名、現在の連絡先（住所及び電話番号）

お問い合わせ先　契約業務部　保全課

４　共済契約を続けることが困難な場合

災害により、共済契約を続けることが困難な場合は、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先　契約業務部

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金等の請求について

（１）　退職金（解約手当金）請求書の再発行
退職金（解約手当金）請求書を焼失・紛失等による再発行については、文書、ＦＡＸに加え、電話による申出もできます。確認内容は次のとおりです。
《確認内容》　事業所の名称、住所、被共済者番号、被共済者氏名、生年月日、郵便の送付先、電話番号、退職年月日

（２）　請求書に添付する書類の代用
被災により現住所又は本人を確認する書類を取れない場合は、請求手続確認書により代用します。詳しくは下記までお問い合わせください。

（３）　遺族請求の死亡確認
被災地域の遺族請求は、被共済者の死亡を掲載した新聞記事の写し等により「死亡確認」ができるものとします。

（４）　支払通知書紛失による再発行
再発行の申出があれば、再発行申請書の提出によりできるものとします。

お問い合わせ先　給付業務部　給付管理課

中退金　03－3436－0151
各問合せ先にお問合せ下さい。

働く人の心の健康

Vol.1

今松メンタルヘルスケア事務所
今 松 明 子

※今松明子さんのプロフィール等は９ページをご覧下さい。

大きな災害に見舞われました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回は災害時の心の健康について考えていきたいと思います。

災害直後に現れる症状

災害直後の精神的な動揺や心身の症状の多くは、被災した人ならだれでもが感じることです。

ひどいショックを受けたときに誰にでも起こりうる反応です。異常な事態に対処しようとして、今起こっている変化や症状は自然な反応である、正常な反応なのだと理解していただきたいと思います。

例えば

・頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどが取れない
・気が高ぶって寝つきが悪くなったり、途中で目がさめたりする
・災害の体験に関連した内容の不快な夢を見る
・災害の体験に関連した光景が、突然、繰り返しよみがえって不快となる
・物音などちょっとした刺激にもびくっとしてしまう
・涙が止まらない
・強い不安や心配、恐怖心に襲われる

これらの反応は時間の経過とともに、徐々になくなります。発生から時間を経て、大部分の方は、家族や友人などの身近な人の援助やご自身の対処行動により、幾分楽になってきているのではないかと思います。しかし、全く変わらない、心身の苦痛が強すぎると感じたら専門家に相談をするようにしてください。

簡単にできる対処方法

気持ちが落ち着かないときは深呼吸をしてリラックスするようにしてみましょう。腹式呼吸が出来る方はやってみましょう。

人と人のつながりを大事にしましょう。ご家族同士、ご近所同士で、声をかけ合いましょう。信頼できる人に話を聞いてもらうことは、こころを軽くするのに役立ちます。ただし、無理に話すことはありません。できる範囲で出来事について話してみましょう。

災害時のコミュニケーションは心のケアに重要な意味を持ちます。

深い喪失感を抱える方へ

特に家族や親しい人を亡くし、深い喪失感を抱える被災者の心のケアが重要です。喪失体験からの回復は、決して時間を急いではいけないというのが鉄則と言われます。苦しい思いを誰かに話して乗り越えていくことと、生活の再建に向けての仕事をしたり、自分の力を発揮していく過程が必要です。つまり、悲しみを乗り越えることにだけ集中し過ぎず、避難所などで人のために動いたりすることが、自分の気持ちの立て直しにもなっていくと思います。

深い喪失感を抱える方に周囲の人はどう接すればいいかと迷うところですが、つらい体験を聞き出そうとせず、本人が発したものを受け止め、とにかく寄り添う、という姿勢が大切だと思います。精神面を支えるというより、その人の生活を具体的に手伝ったり支えたりしてほしいと思います。地域全体が被災した中で、同じ町の記憶を持つ人同士が助け合うこと自体が、大きな支えになると思います。

中長期的には「サバイバーズ・ギルト」と呼ばれ、命をとりとめた被災者が「なんで自分だけが助かってしまったのか」と自責の念にさいなまれる症状のケアが課題となっていくと思います。

「助けようと思ったのに、助けられなかった」と苦しむ場合もあると思います。自分の無力感が、さらに自責の念を助長させる傾向があります。

避難生活の中で、役割分担を増やし、人の役に立てることを増やすこともいいことだし、周囲の人は自責を責める言葉を聞いた時、ついつい慰めるつもりで、「あなたが悪いんじゃないよ」なんて言いたくなってしまいがちです。でも自責の念を否定せずに聞いてあげること、とても大切なことです。

冷静になって物事を考えられるまでには、焦らずに少し時間をかけていく必要があります。家族や友人からの支えが一番の力になるといわれています。

阪神大震災被災者の心を支えてくれたのは「友人」、ついで「親類」「家族」というように、近しい人の存在であったというデータもあります。つまり、個人的なつながりのある人を挙げている方が圧倒的で、心の専門家より、何よりも身近で個人的なつながりの方が大きな心の支えになっていることが伺われます。

一人で抱えず、自分を応援してくれる人に出来る範囲で出来事について話してほしいと思います。

労働安全衛生規則（プレス機械対策等）が改正されました

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による挟まれ災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

改正規則は平成23年７月１日から施行されます。規則の改正とあわせて、「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」・「動力プレス機械構造規格」も改正されています。

○プレスブレーキは、材料を手に持って加工する場合など、現行の光線式安全装置が使いにくいことがあります。今回の改正により、一定の条件（※１）を満たすプレスブレーキについて、「プレスブレーキ用レーザー式安全装置」が使用できるようになりました。この安全装置については、今回、「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」にも、新たに規定されています（第22条の２）。

この安全装置は、プレスブレーキの停止性能に応じ、身体の一部がスライドに挟まれるおそれがないよう、上型の近傍に検出機構のレーザー光線を配して使用します。

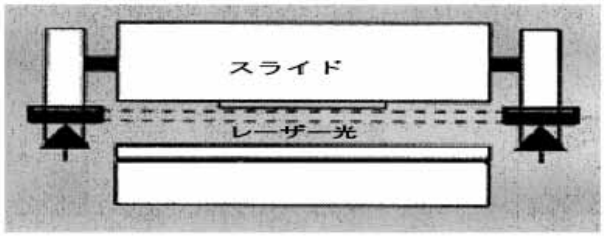

安全装置を設置しない場合

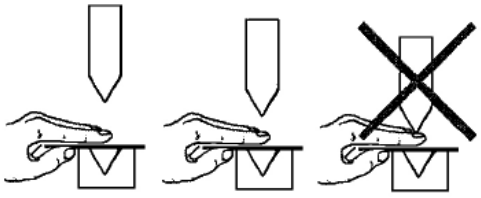

安全装置を設置した場合

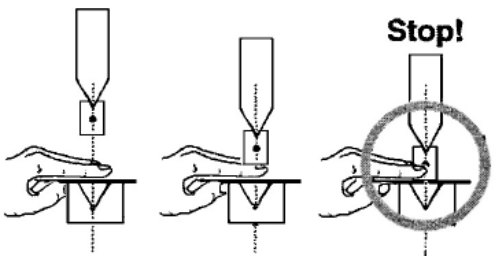

○プレス機械の手払い式安全装置は簡便な安全装置として使用されてきましたが、足踏みスイッチのプレス機械に設置した場合に、手を払いきれずにスライドに手を挟まれることがありました。そこで、今後は原則使用禁止とされます。ただし、両手操作式のプレス機械など一定の条件（※２）を満たすものに限り、当分の間、使用することができます。

○労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、改正前は工作機械にのみ、柵、覆いなどを設けることが規定されていましたが、工作機械以外の移動するテーブルやラムを有する機械でも、テーブルと建物設備の間に挟まれる死亡災害が発生していることから、ストローク端のリスクを有するすべての機械について、危険防止のための措置を講じなければならないこととされました。

危険を防止する措置とは、例えば、①覆い・柵を設けること、②光線式安全装置・マット式安全装置を設置し、作業者の進入を検知したときに機械の作動を停止させること、などがあります。

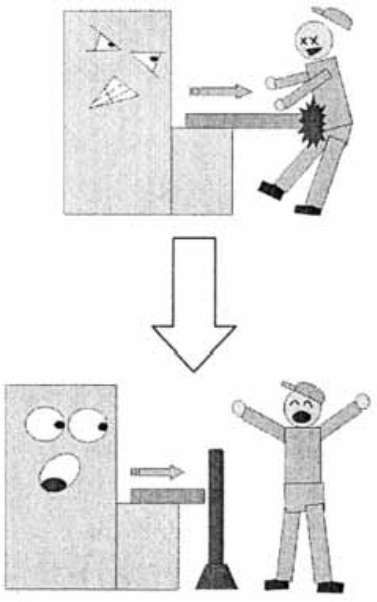

※1、※2の内容は７ページに記載

顔などにやけどや傷跡が残った場合の障害等級の見直しについて

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部が改正されました

業務上又は通勤による災害で、身体に障害が残ったときは労災保険から「障害（補償）給付」が支給されます。その際、労働者災害補償保険法施行規則に定められている障害等級表に基づいて障害認定が行われますが、外ぼうの醜状障害については、平成22年２月１日に改正され、同日施行されました。

障害等級表の改正内容及び外ぼう障害の障害等級認定基準については、以下のとおりです。

※外ぼうとは

頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいいます。

■改正省令の主な改正内容

○障害等級の男女差の解消

男女別となっていた外ぼう障害に係る障害等級の規定を改め、性別に関わりない規定に改正されました。

○障害等級の新設

外ぼう障害に係る医療技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害については、新たに設定する障害等級（第９級）により評価されます。

現　行	
障害等級	身体障害
第７級	女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
第９級	－
第12級	男性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
	女性の外ぼうに醜状を残すもの
第14級	男性の外ぼうに醜状を残すもの

改正後	
障害等級	身体障害
第７級	外ぼうに著しい醜状を残すもの
第９級	外ぼうに相当な醜状を残すもの（新設）
第12級	削除
	外ぼうに醜状を残すもの
第14級	削除

■経過措置について

この改正省令の施行に当たっては、平成22年６月10日以後に、改正前の障害等級表の男性の障害等級により、障害補償給付に関する支給決定を受けた者については、改正後の障害等級表を適用することとされています。

お心当たりのある方は、障害（補償）給付の支給決定をおこなった労働基準監督署等にお尋ねください。

[6・７ページの記事は、４月号HP版と重複しています。]

（※１）プレスブレーキ用レーザー式安全装置を取り付けることができるプレスブレーキは以下のいずれの条件も満たすものです。

⑴　スライドの速度を毎秒10ミリメートル以下の低速度にすることができるものであること。

⑵　⑴の低速度でスライドを作動させるときは、スライドの操作部を操作している間のみスライドを作動させるものであること。

例えば、足踏みスイッチを用いる場合は、踏んでいる間のみスライドが作動するもの。

（※２）当分の間、手払い式安全装置を使用することができるプレス機械は以下のいずれの条件も満たすものです。

⑴　毎分ストローク数が120以下である両手操作式のプレス機械であること。

⑵　ストローク長さが40ミリメートル以上であって防護板（防護板の長さが300ミリメートル以上のものにあっては、300ミリメートル）の長さ以下のもの。

中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金が整理･統合され

均衡待遇・正社員化推進奨励金

が**平成23年4月1日**から創設されました

●**均衡待遇・正社員化推進奨励金とは・・・**　パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、**正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度** などを設け、**実際に制度を適用**した事業主に対して支給する奨励金です。

●**奨励金を受給するためには・・・**　**奨励金の対象となる制度を、労働協約または就業規則に新たに規定**する必要があります。 就業規則を作成・変更した場合は、パートタイム労働者・有期契約労働者に適用する前に労働基準監督署に届出を行ってください。

※届出前に制度を適用した場合は、奨励金の支給対象になりません。

「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の対象となる制度と支給額

・それぞれの制度は、パートタイム労働者と有期契約労働者の両方、またはどちらか一方を対象とすることが必要です。
・支給対象期間は、制度導入から2年間（短期間正社員制度は５年間）です。

①正社員転換制度

※中小企業：常時雇用する労働者が50人以下または資本金が5千万円以下の事業主等（業種により異なる）
大企業　：中小企業以外の事業主

	支給額：　１事業主につき	
Ⅰ　制度導入（対象労働者1人目） 正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給	中小企業　４０万円	大企業　３０万円

	支給額：　労働者１人につき		
Ⅱ　転換促進（対象労働者2人目～10人目） 2人以上正社員に転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	中小企業　２０万円	大企業　１５万円	
	※母子家庭の母等の場合は30万円（大企業:25万円）		

②共通処遇制度

	支給額：　１事業主につき	
正社員と共通の処遇制度（※）を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給	中小企業　６０万円	大企業　５０万円

（※）正社員と共通の制度で、職務または職能に応じた３区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与などの待遇が定められており、２区分以上が正社員の処遇制度と同じであることが必要です。

③共通教育訓練制度

	支給額：　１事業主につき	
正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、１人につき６時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給	中小企業　４０万円	大企業　３０万円

④短時間正社員制度

※中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主　：中小規模事業主以外の事業主

	支給額：　１事業主につき	
Ⅰ　制度導入（対象労働者1人目） 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給	中小規模　４０万円	大規模　３０万円

	支給額：　労働者１人につき		
Ⅱ　定着促進（対象労働者2人目～10人目） 2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	中小規模　２０万円	大規模　１５万円	
	※母子家庭の母等の場合は30万円（大規模:25万円）		

⑤健康診断制度

	支給額：　１事業主につき	
パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給	中小企業　４０万円	大企業　３０万円

奨励金の詳細や支給申請については、**岩手労働局雇用均等室**へお問い合わせください！
盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎1号館1階　電話０１９－６０４－３０１０

新会員事業所のお知らせ
2～3月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
花　巻	ビックオイル花南給油所	花巻市
花　巻	New NISSEI Technology Corporation㈱　花巻工場	花巻市
大船渡	東北建工企業㈲　大船渡営業所	陸前高田市
二　戸	New NISSEI Technology Corporation㈱　一戸工場	一戸町
盛　岡	㈲岩昭機工	矢巾町
盛　岡	藤和総業	滝沢村

岩手労働局長認定

快適職場事業場 〈3月認定〉

認定番号	事　業　場　名	市町村名
779	株式会社竹中工務店　東北支店 愛生会一関昭和病院新築工事作業所	一　関
780	イーエヌ大塚製薬株式会社　北上工場	北　上
781	樋下建設・中亀建設特定共同企業体 盛岡市立厨川中学校校舎改築（建築主体）第2期工事	盛岡市

快適職場認定制度は、平成23年３月31日で事業が廃止となりました

今松明子さんプロフィール

立正大学大学院修了　人間科学修士
精神保健福祉士、シニア産業カウンセラー
岩手産業保健推進センター産業保健相談員
県内各社でカウンセラー

今月号から今松明子さんの執筆による「働く人の心の健康」と題して８回のシリーズで掲載します。

1･2回目　災害時の心のケア
3回目　メンタルヘルス活動の必要性
4回目　メンタルヘルス活動の進め方
5回目　ストレスとは
6回目　ストレス対処法、セルフケア
7回目　長時間労働とメンタルヘルス
8回目　対人関係とメンタルヘルス

お知らせ

このたびの東日本大震災による津波により、当協会の釜石支部及び大船渡支部の事務所は流失しましたが、５月２日㈪から仮事務所を開設し業務を行うことを予定していますのでお知らせします。

なお、この仮事務所において釜石支部・大船渡支部の業務を行います。ご不便をおかけしますがご了承いただきますようお願いいたします。

仮事務所
〒026-0041
釜石市上中島町 3-2-12
新日鉄釜石健康センター 2F

TEL・FAX
0193−55−4380

津波で流失した修了証の再交付

津波で流失した当協会発行の修了証の再交付について、当協会では手数料を無料とさせていただき再交付を行っております。

お問合せは、本部・各支部へ

お 詫 び

「労働基準情報岩手」４月号は、東日本大震災直後の印刷・発送予定だったため、送付手段が確立していませんでしたので、HPへのアップのみとさせていただきました。

諸事情ご賢察いただきご了承いただきますようお願いいたします。

第三種郵便物承認平成23年５月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

23年７月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	5/10(火)～11(水)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部	9,450	1,680
		7/21(木)～22(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部		
	石綿作業主任者技能講習	5/18(水)～19(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部	9,450	1,470
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6/1(水)～3(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	40	本部	15,225	2,310
		6/1(水)～2(木)・6(月)	岩手県トラック協会総合研修会館	40	本部	(一部免除者) 13,125	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7/13(水)～14(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部	9,450	1,680
	玉掛け技能講習	5/9(月)～11(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部	21,000	1,600
		5/9(月)～10(火)・12(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部	(一部免除者) 18,900	
		6/13(月)～15(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/13(月)～14(火)・16(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/13(月)～15(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/20(月)～22(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		6/21(火)～23(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/23(木)～25(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/23(木)～24(金)・26(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/11(月)～13(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		7/11(月)～12(火)・14(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習（31時間コース）	5/10(火)～13(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部	28,350	1,575
		5/13(金)～15(日)・22(日)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/13(金)・28(土)・29(日)・6/4(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/16(月)～19(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		5/16(月)・23(月)～25(水)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		5/23(月)～26(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		6/14(火)～17(金)	盛岡市共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		6/20(月)～23(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		6/20(月)・28(火)～30(木)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部		
		6/27(月)～30(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		7/15(金)～18(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/19(火)～22(金)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習（11時間コース）	6/20(月)・27(月)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	11,550	1,575
		7/15(金)・23(土)	アイ・ドーム他	20	一関支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	5/16(月)～18(水)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部	27,300	1,500
		5/16(月)～17(火)・19(木)	盛岡市共同福祉センター他	20	盛岡支部	(一部免除者) 25,200	
		5/18(水)～20(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		6/1(水)～3(金)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/9(木)～11(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/9(木)～10(金)・12(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/11(月)～13(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		7/13(水)～15(金)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	ガス溶接技能講習	7/5(火)～6(水)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部	9,450	840
		7/28(木)～29(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
	安全衛生推進者養成講習	5/30(月)～31(火)	花巻市技術振興会館	60	花巻支部	8,400	1,260
特別教育講習	アーク溶接特別教育	5/9(月)～10(火)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	8,400	1,050
		7/28(木)～29(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	クレーン運転業務特別教育	5/24(火)～25(水)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/20(金)～21(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		6/9(木)～10(金)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
		7/8(金)～9(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部		
	低圧電気取扱業務特別教育	6/29(水)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630
	粉じん作業特別教育	6/27(月)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	4,200 5,250	630
		7/20(水)	アイ･ドーム他	30	一関支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/8(金)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
その他	職長教育	7/4(月)～5(火)	花巻市技術振興会館	48	花巻支部	11,550	840
		7/11(月)～12(火)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	12,600	
	職長･安全衛生責任者教育	5/19(木)～20(金)	アイ･ドーム	40	一関支部	11,550	1,470
		5/30(月)～31(火)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	12,600	
	安全担当者研修会	6/8(水)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/16(木)～17(金)及び 6/23(木)～24(金) の4日間	岩手県自治会館	100	本部	12,600 14,700	6,300
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/13(月)～15(水)	岩手県自治会館	100	本部	10,080 12,180	4,410

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料･テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-623-6521	019-623-6424	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com
釜石支部 大船渡支部	0193-55-4380（FAX 兼用）　５月２日より、仮事務所開設予定		

第三種郵便物承認平成23年５月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

産業カウンセラーの今松明子さんに執筆を依頼し、今月号から「働く人の心の健康」と題してシリーズで掲載いたします。

何回のシリーズで掲載する予定でしょうか。

① ４回

② ６回

③ ８回

ヒント　本誌９ページに関連記事

●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。

●締め切り　平成23年５月25日（水）消印有効

●宛先　〒020－0022　盛岡市大通一丁目１－16
（公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
FAX 019－623－6424
ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

用向きを言い出せぬまま茶を啜る

何か頼みごとがあるときは、なんとなく遠慮します。勧められたお茶を啜りながら時期を見出そうとしますが、なかなか言い出せません。お腹がお茶で一杯になります。

（川柳原生林２月号〈杜若〉新沼良子作品より）

編集後記

３月11日発生の東日本大震災による津波は、予想をはるかに上回る高さで県内はもとより、東北地方の太平洋岸を襲い、尊い多くの方々が犠牲になった。また、４月７日発生の余震によっても県南部を中心に多くの被害が出ているようだ。会員事業場も多数被災されたところであり、心よりお見舞いを申し上げるとともに、１日も早い復興を心よりお祈りいたします。

このような中、仮事務所の開設や生産再開の報があり、そのご努力に敬意を表すところです。時間はかかるとは思われるが本来の企業活動がなるべく早く実現することを期待したい。いま、前に進むことが最大の勇気と元気が沸いてくるものだと確信している。

～心ひとつに～　がんばろう！岩手

（ＹＮ）

発　行　平成23年５月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発　行　所　公益財団法人岩手労働基準協会／盛岡市大通一丁目１－16
岩手教育会館7Ｆ／〒020－0022／☎019－623－6521
FAX019－623－6424

編集・発行人　中　村　靖　夫